

## 令和6年度 剣道競技部細則

- (1) 地域クラブ活動は、(公財)兵庫県剣道連盟に加盟していること。
- (2) 地域クラブ活動は、兵庫県中体連に申請し、認定されていること。
  - ① 団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」からの参加とする。
  - ② 個人戦については、上記①以外の地域クラブ活動からの参加も可とする。
- (3) 大会参加については、所属する地域クラブ活動が登録する所在地の市町中体連の予選会から参加する。その予選会の抽選会には参加すること。
- (4) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。
- (5) 同一団体からの複数チームの参加はできない。個人戦の出場枠は各市町大会の規定による。